

一般社団法人 北海道法人会連合会

令和7年度 事業計画

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

I. 基本的指針

我が国経済は、穏やかながらも回復基調が続いているが、一方で、諸物価高騰の長期化、深刻な人手不足、急激なスピードで進む賃金上昇等の影響を受け、多くの中小企業が厳しい経営を余儀なくされている。

北海道法人会連合会は「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、現下の社会経済情勢を踏まえ、税務当局及び関係諸機関の指導・支援による税務行政の円滑な推進を図り、財政健全化の推進、地域経済や雇用を支えている中小企業の経営基盤の強化等、税制・税務に関する提言活動を展開する。

また、租税教育活動の拡充強化をはじめ、税に関する研修会の開催、地域に密着した社会貢献活動の実践、財政健全化のための健康経営プロジェクトの推進を図る。

法人会の組織基盤強化に向けては、広報活動を通じ法人会事業を広く紹介し、道民・企業の法人会活動への理解を深めるとともに、組織委員会、厚生委員会、福利厚生制度協力3社との連携を一層強化し、会員増強運動の推進と福利厚生制度の拡大を図る。

令和7年度において、上記基本的指針に則り、法人会の総合的な発展と地域経済社会の活性化に資するため、全国法人会総連合及び全道30法人会との密接な連携により、次の事業を実施する。

1. 税知識の普及、納税意識の高揚、財政健全化の推進と税制・税務に関する提言
2. 全法連助成金の管理運営業務と公益研修事業の充実強化
3. 会員増強運動支援事業と広報活動の充実
4. 福利厚生制度推進支援事業
5. 法人会会員に対する経営支援事業
6. 組織・厚生委員会との連携強化

II. 重点事業

1. 税知識の普及、納税意識の高揚、財政健全化の推進と税制・税務に関する提言

税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに財政健全化を推進することを目的に、租税教育活動、税制・税務に関する提言、健康経営プロジェクトの推進等、次の事業を実施する。

また、実施にあたっては、道内法人会、全国法人会総連合、札幌国税局と連携し推進する。

(1) 租税教育活動

道内の小学校生徒等を対象に、税の仕組みなどを理解してもらうため租税教育活動の充実を図る。青年部会では「租税教室」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に展開するとともに、全法連作成の租税教育用教材の配布等を通じ税知識の普及を図る。

税を考える週間においては、「中学生の税の作文」事業等を道内税務関係団体との連携により推進する。

(2) 税務行政への協力、企業の税務コンプライアンス向上

札幌国税局・各税務署と連携・協力し、電子申告制度(e-Tax)の普及をはじめ、消費税の期限内納付、マイナンバーカードの普及等を積極的に推進する。

また、企業の税務コンプライアンス向上に資するため、内部統制面や経理に関する自主点検チェックシートの活用を推進する。

(3) 税制改正提言全道大会

次年度税制改正提言事項について、全道30法人会の総意として取り纏め提案するとともに、企業経営者に対する税知識の普及と納税意識の高揚を図る。

また、大会を通じ、税のオピニオンリーダーとして経済再生と財政健全化を目指した税財政改革の実現と、地域経済の担い手である中小企業の健全な成長に資する税制の確立を希求する。

第62回北海道法人会税制改正提言全道大会旭川大会

開催日 令和7年10月3日(金)

開催場所 式典：旭川市民文化会館 懇談会：アートホテル旭川

(4) 北海道法人会青年の集い

次代を担う経済人として、資質の向上と法人会活動の充実と活性化に寄与するとともに、活動の大きな柱である「租税教室活動」、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」をより一層推進するため、会員相互の連携強化と情報交換の場として開催する。

第33回北海道法人会青年の集い小樽大会

開催日 令和7年8月29日(金)

開催場所 式典：小樽市民センター 懇談会：グランドパーク小樽

(5) 女性部会全国大会

全国法人会総連合等が主催し、研修、交流を通じた部会員の資質向上と、社会への貢献を目指す法人会活動の充実と活性化に寄与するため、毎年開催している法人会全国女性フォーラムの北海道大会を主管し開催する。

第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会

開催日 令和7年9月18日(木)

開催場所 札幌パークホテル

(6) 財政健全化のための健康経営プロジェクトの推進

我が国の税収の増加、将来の社会保障給付費抑制への貢献を目標に、法人会全体で健康経営の推進に取り組むため、新たに特別委員会を設置し健康経営を推進する企業の拡大を図る。

2. 全法連助成金の管理運営業務と公益研修事業の充実強化

道内法人会が実施する税知識の普及、納税意識の高揚に資する活動、地域社会・企業の健全な発展に貢献する公益目的事業の実施について、全法連から事務委託を受け、道内法人会への助成金に係わる申請・実績報告等の管理運営を行う。

また、道内法人会が実施する公益事業の研修会・セミナー等を充実強化するため、研修費・講師謝金の助成を行う。

(1) 助成金管理運営事業

全法連から委託された助成事業の適正な実施を図るため、助成事業の管理運営業務を行う。道内法人会が作成する助成金申請書及び報告書を取りまとめ、公益目的事業の適正な運用と公益会計基準に則り適正な処理経緯について検証する。

(2) 公益研修事業・社会貢献事業の充実強化

会員はもとより地域住民を対象とした研修事業の実施は、公益法人であり納税協力団体の一翼を担う法人会にとって基本的な事業である。各法人会が開催する公益事業研修会の参加者増に資するため、別紙1「令和7年度研修参加者拡充運動要領」を定め支援する。

また、地域に根差した社会貢献事業を推進するため、別紙2「令和7年度地域社会貢献活動実施要領」を定め、公益事業の更なる展開と支援に努める。

3. 会員増強運動支援事業と広報活動の充実

(1) 組織の強化・充実

公益法人として法人会組織を存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持に向け会員数の純増を目指し、別紙3「令和7年度会員増強運動実施要領」を定め、新規会員加入目標値、増強運動強化月間(4ヶ月運動)を設け、前年以上の法人会員数の確保に向け運動を展開する。

また、法人会役員が率先して新規会員加入を推進し、役員一人一社以上の獲得を目指し、全道的な入会活動を展開するとともに、道内全体の会員企業数の底上げを図るため、自身の管轄地域の会員増強に留まらず他の管轄地域に所在する事業協力会社や知人企業にも積極的に入会活動を展開する。

退会防止策については、入会后1～2年の早い時期での退会が多い現状を鑑み、セミナー・交流会の早期開催等によるフォローアップに努める。

(2) 広報活動の充実

法人会組織の基盤強化に向け、広く社会に対し、税の啓発や法人会の知名度向上に向け活動内容を紹介し、入会促進に繋げるため、広報活動を積極的に実施する。

全法連の広報活動と連携して、ポスター等の掲示や道内新聞各紙への記事提供、WEBサイトの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める。

また、別紙4「令和7年度広報活動実施要領」を定め、野立看板の作成・設置やローカル放送など道内法人会が実施する広報活動を支援する。

4. 福利厚生制度推進支援事業

法人会会員サービスの一環として実施している福利厚生制度は、法人会会員の企業防衛や経営者の福利厚生の充実に大きな役割を果たすとともに、法人会の財政基盤の安定化と事業活動の充実につながる重要な役割を担っている。引き続き福利厚生制度の安定的な成長に向

け協力3社と協調に努め、厚生制度の更なる推進を図る。

令和7年度は、全法連の福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン“チャレンジ100”を引き続き推進し、協力3社間の協業、商品の相互販売や各社独自の施策に協力し拡大を図る。

また、北海道の制度加入企業数の純増を目標に掲げた別紙5「令和7年度福利厚生制度推進運動実施要領」を定め、福利厚生制度協力3社と連携し積極的に推進する。

併せて、青年部会・女性部会とも協働し、福利厚生制度の拡充強化に努める。

5. 法人会会員に対する経営支援事業

(1) 貸倒保証制度事業

法人会会員向けサービス事業として実施している、企業の取引先の法的整理事由の発生、または履行遅延の発生による売上債権を保証する「会員企業のための団体取引信用保険制度」の普及促進を図る。

(2) 公益・共益セミナー支援事業

道内法人会が実施する中小企業のための事業承継対策セミナーをはじめ、税務対策・経営セミナーに係わる講師派遣等を支援する。

6. 組織・厚生委員会との連携強化

「会員増強」と「福利厚生制度の推進」は法人会にとっていわば車の両輪であり、新規会員の増加により、制度加入企業の見込先が拡大し、福利厚生制度の加入増加にもつながることが期待される。

令和7年度においても、組織厚生合同委員会を開催しより一層連携を深め、相乗効果を高める。

令和 7 年度 研修参加者等拡充運動実施要領

1. 運動期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2. 報奨の種類とその基準（道法連表彰）

（1）一定の研修参加率を達成した単位会に対する特別報奨

金賞 研修参加率 140%以上 報奨 5 万円

銀賞 研修参加率 120%以上 報奨 4 万円

銅賞 研修参加率 100%以上 報奨 3 万円

（2）本年度において税法・税務の研修参加率が高い単位会に対する表彰

①全法連表彰 研修参加率 120%以上（上位 40 会） 報奨 20 万円

②道法連表彰 研修参加率 60%以上（全法連表彰単位会除く） 報奨 5 万円

（3）研修参加率＝研修参加人員（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

÷ 会員数（令和 7 年 12 月末）

※研修の範囲

（1）単位会の本部・支部・部会（青年・女性部会・業種別部会等）等が開催する研修会

（短・長期にわたる簿記講座等。他団体との共催を含む）

（2）講演会を併催する場合の総会・記念式典（単なる『総会・記念式典』は除く）

（3）インターネット活用による研修会

インターネットセミナー等の参加人員のカウント方法については、全法連の取扱いを準用する。

3. 講師謝金助成金の交付

（1）講師謝金

一法人会、支払い講師謝金の範囲内で年間 12 万円までとする。

（2）交付申請

助成金の交付は、内容を確認の上、申請の都度行う。

申請は①日時②研修テーマ③講師名④謝金額⑤参加者数⑥参加者名簿写を添付の上、道法連に申請すること。

4. 税務研修会開催助成金の交付

（1）開催費助成金

1 回 1 万円、年間 5 回（5 万円）までとする。

（2）税務研修会の範囲

新設法人説明会、年末調整説明会、改正税法説明会、決算法人説明会、税務研修会の開催。各支部等で同テーマでの税務研修会の開催、他団体との共催を含む。

但し、役員会・委員会等との同時開催ではなく、一般企業も参加できる単独の税務研修会を対象とする。

（3）交付申請

申請は①日時②税務研修テーマ③講師名④参加者数（会員・一般毎）を添付の上、道法連に申請すること。

以上

令和 7 年度 地域社会貢献活動実施要領

1. 活動期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

2. 活動実施内容

地域社会貢献活動については、法人会の重要な活動として「税を考える週間」に併せた多彩な事業活動や広く社会への貢献に資する活動を実施する。

また、地域に密着した社会貢献活動を、親会・青年部会・女性部会が一体となり、関係機関・団体等と協力し地域の実情に即した活動の展開を図る。

我が国の将来を担う子供たちへの啓蒙活動の充実を図るための租税教育にも積極的に取り組む。

3. 地域社会貢献活動助成金

1 単位会年間 1 0 万円以内とする。

4. 助成金の交付手続き及び時期

単位会は、事業終了後、第 1 項の活動期間内に速やかに「地域社会貢献活動実施報告書・助成金交付申請書」を作成し、道法連に提出する。

以上

平成 7 年度会員増強運動実施要領

1. 運動期間

- (1) 暦年運動 (令和 7 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日)
 (2) 4 ヶ月運動 (同年 9 月～1 2 月の 4 ヶ月間)

2. 目標数値

- (1) 純増会員目標 (令和 6 年 1 2 月末会員数以上)
 (2) 新規加入目標 (令和 6 年 1 2 月末法人未加入会員数 88, 577 社 $\times 0.95\% = 841$ 社)

3. 道法連会員増強運動表彰基準

会員増強運動の表彰は次の基準より実施し、基準の算定日は令和 7 年 1 2 月 3 1 日時点の会員数による。

(1) 高加入率維持会に対する表彰

加入率 70% 以上達成・維持している単位会	報奨	10 万円
加入率 60% 以上達成・維持している単位会	報奨	7 万円

(2) 本年度新規加入目標達成した単位会 (法人対象)

最優秀賞 目標数 15 社以上	報奨	15 万円
優秀賞 目標数 10 社以上	報奨	10 万円
努力賞 目標数 3 社以上	報奨	7 万円
敢闘賞 目標数達成	報奨	5 万円

(3) 管轄地区以外の会員増強を行った単位会

一企業当たり (法人・個人)	報奨	5 千円
(例: ○○法人会の役員等が□□法人会地区の会員加入を行った場合)		

4. 実績報告書

令和 7 年 1 2 月末現在会員数調べの提出とあわせ、4 ヶ月運動実施報告書を提出する。

5. 報奨・助成金の贈呈

組織委員会で実績を確定し、通常総会の席上会長より感謝状を贈呈する。尚、報奨金については委員会で確定後、該当単位会に贈呈する。

参 考

単位会への全法連表彰 (法人対象、期間: 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

① 本年度実績が顕著 (純増) な単位会

特別最優秀賞 (対前年 60 社以上)	副賞	40 万円
最優秀賞 (対前年 20 社以上)	副賞	20 万円
優秀賞 (対前年 5 社以上)	副賞	10 万円
努力賞 (対前年 1 社以上)	副賞	5 万円

② 会員増強月間における顕著な単位会

1 社当たり 2, 000 円

③ 役員勧奨割合が高い単位会

令和 7 年度に役員勧奨により入会 (正会員または法人賛助会員) した数を役員数 (改選後の登記上の理事・監事の人数) で除した割合の上位 20 単位会を表彰する。

副賞 総額 420 万円

以上

令和 7 年度広報活動実施要領

1. 活動期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

2. 助成基準

(1) 野立看板等助成

法人会広報活動の一環として、野立看板作成費及びFM等を通じての広報活動について助成。

①野立看板助成

成額 1 0 万円以内（年 2 0 会対象）ただし、補修の場合は 5 万円以内。

②FMローカル放送等広報活動助成

助成額 1 0 万円以内。

※ただし、野立看板助成会と重複申請はできない。

(2) ポスター掲示助成

法人会活動を一般市民に周知し理解をいただくために、公共施設等の一般市民が集まる場所に全法連作成ポスターを掲示する。

①掲示日 税を考える週間を中心（期間制限なし）

②掲示場所 公共施設等（市町村役場、公共イベント会場、JR 駅等）

③掲示内容 全法連作成ポスター

④助成額 1 万円（1 単位会 1 回限り）

3. 申請等

(1) 野立看板等助成

助成は、「野立看板助成」又は「ローカル放送広報活動助成」のいずれか 1 単位会 1 回限りとし、作成費請求書写しを添付の上、道法連に申請すること。

(2) ポスター掲示助成

ポスター掲示場所と写真を添付し、道法連に申請すること。

(3) 助成金交付

道法連は、単位会より申請のあった事業について本要領に照らし適切であるかを検討し、広報委員会の審議を経て助成金を交付する。

以上

令和 7 年度福利厚生制度推進運動実施要領

1. 期間

- (1) 活動期間（表彰対象期間）：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- (2) 運動対象：法人会の福利厚生制度

2. 通年運動の実施

- (1) 大型保障制度推進運動の実施
- (2) ビジネスガード推進運動の実施
- (3) がん保険・医療保険制度推進運動の実施
- (4) その他福利厚生制度に係わる推進運動の実施

3. 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と協力 3 社が福利厚生制度の具体的な推進方法等について協議するため単位会ごとに福利厚生制度推進連絡協議会を開催する。

法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催費については、次の限度額の範囲内で協力 3 社が負担する。

- (1) 各单位会開催費限度額は、加入実績による。
- (2) 開催費は、全額協力 3 社が負担とする。
- (3) 開催方法は、法人会福利厚生制度推進連絡協議会運営要領による。

4. 福利厚生制度表彰・報奨基準

(1) 全法連表彰

①収入保険料で顕著な実績を挙げた単位会に対する表彰・報奨

収入保険料対前年度(令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)の 103%以上 20 万円

②大型保障制度の加入企業数が令和 8 年 3 月末日において、前年同期より純増した単位会（但し、保険料収入が前年度を下回らないこと）に対する表彰・報奨

5 社未満 5 万円

10 社未満 10 万円

10 社以上 20 万円

(2) 道法連表彰

①次の目標を達成・維持した単位会に対する表彰・報奨

年間新規目標（大型保障）を達成した単位会 3 万円

年間推進目標（大型保障）を達成した単位会 3 万円

年間推進目標（J タイプ新契約高）を達成した単位会 1 万円

年間新規目標（ビジネスガード）を達成した単位会 3 万円

年間推進目標（がん保険・医療保険新契約保険料）を達成した単位会 3 万円

②大型保障制度役員加入率の高い単位会に対する表彰・報奨

役員加入率 75%以上 5 万円

役員加入率 70%以上 3 万円

役員加入率 60%以上 2 万円

(3) 受託会社に対する表彰・報奨

年間新規企業獲得件数（大型保障） 上位 5 名推進員 各 2 万円

年間新規企業獲得件数（ビジネスガード） 上位 5 代理店 各 2 万円

年間新規加入企業獲得件数（がん・医療） 上位 5 代理店 各 2 万円

5. 報奨金の贈呈

令和6年4月～令和7年3月の実績に基づき令和6年度成績を確定し、令和7年度第1回委員会において表彰・報奨基準に基づき承認し、会長名にて贈呈する。

以上